

庄原市における振動規制法に基づく振動の指定地域及び規制基準

平成24年 3月30日 庄原市告示第54号

	指定地域		規制基準		
	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域【都市計画区域】	左記以外の地域	時間区分	許容限度 (デシベル)	
第1種区域	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域	東城町 小奴可（字踊場、字上市場、字下市場、字弓場、字岩本、字穴落の地域に限る）		昼間 夜間	60 55
	第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域 第1種住宅地域 第2種住宅地域 準住居地域 ※西城町、高野町、比和町及び総領町の地域を除く				
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 庄原市都市計画区域のうち用途地域の定めのない地域 ※西城町、高野町及び比和町の地域を除く	東城町	川西（字陰地・字比奈・字友末・字榎ヶ坪の地域に限る） 川東（字木免堂・字撰川ノ内・字佃原・字羽場の地域に限る） 久代（字実本原・字太室の地域に限る） 小奴可（字下田畝・字三門の地域に限る）	昼間 夜間	65 60
	工業地域				